

2018 年度 事業計画

1. 中期計画（2017 年 4 月～2020 年 3 月）

来年、2019 年は国連で子どもの権利条約が採択されてから 30 周年、日本が批准して 25 周年を迎えます。また、来年初めには、日本の子どもの権利実現状況について国連子どもの権利委員会での審査があります。このように重要な時期であることを鑑み、他団体と協力し合いながら子どもの権利、子どもの権利条約の普及活動にいつそう力をいれていきます。

また、デロイト トーマツ コンサルティングの支援を受けて策定した中期計画の 2 年目を以下のとおり実施します。

第一に、カンボジアで、昨年引き続き現地 NGO「カンボジア子どもの権利保護センター（以下、CCPCR、Cambodian Center of the Protection of Children's Rights の略）」とのパートナーシップのもと、子どもの権利を守り、子どもにやさしい社会をつくるプロジェクトが持続していくような体制を整える。

第二に、持続可能な開発目標（SDGs）の Goal 16.2 である「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力を撲滅」達成へ寄与するという中期計画に基づき、新たに国内で子どもに対する暴力、及び、子ども参加に関し国内の他団体と連携しながら、様々なニーズを把握し、それに基づく事業立案を行う。その際にシーライツがこれまで行ってきた海外事業における子どもの権利実現に関する経験と教訓をまとめ、子どもの権利に基づいたアプローチの専門性を活かした国内の活動を展開する。具体的には、子どもが暴力に遭わないように地域のおとなから子ども自身に権利を伝えられるように、周囲のおとなへ子どもの権利研修等の専門的サービスを提供する事業等を検討する。

[事業]

カンボジア

ピア・エデュケーターの子どもたちが、これまでの啓発活動や子どもクラブ活動を継続的に継続し、また、チャイルド・フレンドリー・スペースの運営を継続していけるような体制づくりをおこなう。

国内

国内における子どもに対する暴力に関する調査やニーズ把握を実施し、中期計画を具体化させていく。また、大学生を中心とした Youth for Rights（ユースフォーライツ）の活動を継続する。

[組織運営]

財務計画

中期的な収入拡大・安定化に向けて、新たな事業収入により一定程度の収入を得る体制に移行することをめざす。

- 事業収入：子どもの権利に基づいた国際協力の知見を活かして、2 年後（2020 年度）に事業収入獲得をめざす。
- 会費・寄付収入（個人）：定期的な活動報告会の実施等を通じて既存支援者へのフォローを充実させ、既存支援者からの口コミ効果も活用して新規個人支援者を獲得する。
- 会員・寄付・助成金（法人）：人権や子どもに関する助成プログラムを活用する。既存の法人寄付者に対するフォローを充実させる。

2. 2018 年度事業実施の方針

[事業]

カンボジア

シーライツが実施してきたカンボジア事業をより持続可能なものとするため、昨年（2017 年）より、現地 NGO の CCPCR とのパートナーシップのもと、事業を開始した。今年もピア・エデュケーターの子どもたちや教員、地域のリーダーの声を聴きながら、地域住民参加型の事業計画を実施する。将来的に子どもと地域住民が本事業を担えるように能力強化をすすめる。

国内

国内においては、多文化の子ども、難民の子ども、施設の子どもなど、最も困難な状況に置かれた子どもを中心に、子どもに対する暴力、及び、子ども参加に関して他団体と連携しながら様々なニーズを把握し、それに基づいて、そのような子どもたちや周囲のおとなへの子どもの権利普及活動など事業を立案する。将来的にはそのような子どもたちにかかわる機関へ専門的サービスを提供する事業などの実施をめざす。また 2017 年度から引き続き行っている「子どもの権利にもとづく子育て講座」（仮称）の充実と新たな講座開発を行い、事業収益の拡大を目指す。さらに Youth for Rights が中心となって「チャイルド・ライツ・プロジェクト」を継続する。

[組織運営]

- 中期計画の実施及び、組織基盤強化に係る外部研修について、事務局だけでなく理事の協力を得ながらすすめていく。
- ボランティア・コンサルタントの協力を得て組織運営の健全化を強化する。
- WEB サイトの見直しや SNS での情報発信強化を通して、「子どもの権利」や国内外の子どもの現状、シーライツの認知度向上をめざす。

3. 開発途上地域の子どもの支援事業

(1) カンボジア・プロジェクト

[事業名] タナオ・コミュニケーションにおける子どもの権利実現システムづくり

[期間] 2018 年 4 月～2019 年 3 月（3 年事業の 2 年目）

[目標] 子どもの権利促進のため、持続可能な仕組みが構築される

[目的]

- ・ 2016 年度に実施した外部コンサルタントによる事業評価で明らかになった文書化等の課題を改善するために、昨年に引き続き CCPCR と協働し、子どもの権利教育のカリキュラムやマニュアル作成等、活動の文書化をすすめ、子どもたちおよび地域住民が事業を持続していけるような基盤（仕組み）をつくる。
- ・ 子どもの権利が守られる社会づくりの一環として、おとなへのはたらきかけを強化する。
- ・ 2 年後（2020 年）には本活動をいずれかの地元住民（団体・組織）に運営してもらえよう、そのハンドオーバー先を見極め、自立に向けた働きかけを行う。

[パートナー団体] CCPCR (Cambodian Center for the Protection of Children's Rights)

[主な助成・寄付] WE21 ジャパン、尚絅学院大学、サッポロ関連労働組合協議会、NTT 労組ほか

[内容]

①啓発活動：

- 子ども対象
 - ・ 昨年、新たに育成されたピア・エデュケーター65 名が学校や地域で啓発活動をするのを支援する。さらにその子どもたちが各村を拠点に「子どもクラブ」の活動を実施するのを支援する。具体的には、子どもの権利、違法な出稼ぎ・児童労働・人身売買の危険等について研

修ワークショップ、ミーティングを実施する。

- ・ 子どもたちは、学んだ知識を子どもから子ども・おとなへと伝え、活動を広めていく。
 - ・ 子ども参加のもと、ピア・エドゥケーターや子どもクラブメンバーの役割や活動方法のマニュアルづくり、文書化、教材の選定を実施する。
- 行政・地域住民
- ・ 「女性と子どものためのコミュニケーション委員会 (CCWC/Commune Committee for Women and Children)」メンバーと連携し、シーライツ・CCPCR 職員、ピア・エドゥケーターも参加し、地域住民への啓発ワークショップを開催する。
 - ・ おとなクラブの結成のために、ニーズのヒアリングや対象者の特定など準備をすすめる。

② 教員との連携における子どもにやさしい学校づくり

- ・ 子どもたちにとって学校が安全で、楽しく学べる場所となるように、教員と協働し体罰をなくし、子どもの権利を学べるようなカリキュラムを開発する。また、校庭に花壇を設置したり、水飲み場を設置することにより、子どもにやさしい学校づくりを促進する。

③ チャイルド・フレンドリー・スペースの運営と子どもの活動：

- ・ チャイルド・フレンドリー・スペース（図書室とアクティビティルーム）を、地域住民で組織された「運営管理委員会」とシーライツが共同で運営・管理する。
- ・ 地域の子どもたちが自由に学び、図書に触れ、知識や視野を広げる機会を提供する。
- ・ 子どもたちおよび運営管理委員会メンバーの参加のもと、チャイルド・フレンドリー・スペース運営のためのマニュアルづくりをすすめる。

④ ネットワークづくり、情報収集、モニタリング：

- ・ コンボンロー郡で行われる「女性と子どものためのコミュニケーション委員会 (DCWC)」の月例会議に参加するとともに運営を支援し、他のコミュニケーションのメンバーと子どもの権利侵害に関する情報交換を行う。
- ・ 活動をハンドオーバーする地元の団体・機関を見極めるため、情報収集を行う。
- ・ シーライツ理事が現地に赴き、年に 2 回、モニタリングと CCPCR への技術指導、助言を提供する。

4. 発展途上地域の子どもの権利状況に関する調査・研究・発信事業及び開発教育事業

(1) 報告会・ワークショップ開催（以下は、現在確定しているもののみ。今後追加の予定。）

① イベント・講演会の開催

随時開催する。

② 講師派遣

日付	名称・内容	講師・報告者	主催・会場
6/4 (月)	「差別や暴力と闘う途上国の女性たち」	甲斐田万智子	アジア太平洋資料センター
6/21 (木)	創立記念日記念式典での講演 「子どもの権利について」	甲斐田万智子	栄光学園中学高等学校
7/6	「子どもを暴力や虐待から守る仕組みづくり」	園田京子	千葉大学

他団体主催の講演会、学校などへ講師派遣を随時行う。

(2) 広報活動

① 会報

プロジェクトや活動の状況を報告し、子どもの権利を普及する目的で、年3回（6月、12月、3月）発行する。

② 年次報告書

10月（予定）に、2017年度年次報告書を発行、会員・寄付者に送付する。

③ ブログ・ホームページ

カンボジアだより：カンボジアの子どもたちの状況や活動内容について情報発信。

お知らせ／Youth for Rights：国内での活動内容について情報発信。

④ メールマガジンの配信

イベントに合わせて不定期でメールアドレス登録者にメールマガジンを配信。

イベント情報のほか、活動報告も掲載（ブログへのリンク）。

⑤ ツイッター、フェイスブック

国内外の子どもたちの状況、カンボジア事業や国内事業の報告、イベント情報について広く発信。

(3) 研究活動・出版・制作

① カンボジアのスバイリエン州で実施してきた事業の成果を子どもの権利の視点から研究し、まとめることを目的とした研究的な活動を本年度も継続する。

② 昨年度、Youth for Rightsにより制作された子どもの権利に関するメッセージ集を配布する。

(4) イベント参加（出展）

日付	名称・内容	会場
10月上旬	グローバルフェスタ JAPAN2018	東京

5. 国連子どもの権利条約の普及事業、及び子どもの権利促進事業

(1) 国連子どもの権利条約の普及・促進事業

① 国内の子どもへの暴力に関する講演・講座・調査事業

[主な助成・寄付]一般寄付・その他国内助成金

子どもに対する暴力の現状を把握するための調査、また、シーライツとしてどのような研修、講演事業が有効であるか把握することを目的としたニーズ調査等を予定。

「子どもに対する暴力」に関するおとなを対象とした講座、講演会の企画開発を実施。調査及び講座での知見の蓄積をもとに教材開発、ブックレットの作成を検討する。

② チャイルド・ライツ・プロジェクト

[主な助成・寄付] 子どもの人権連

Youth for Rightsが中心となりチャイルド・ライツ・プロジェクトを実施し、日本国内で子どもの権利の普及・啓発活動につとめる。

国内の外国にルーツをもつ人びとと連携し、当事者の人から、子どもの権利・子ども参加の視点から講演をしてもらう連続セミナーの実施を検討する。

③ 子どもの権利条約フォーラム 2018

毎年開催されている子どもの権利条約フォーラムに Youth for Rights のメンバーが参加を検討する。

6. 国際・国内団体とのネットワーク事業

(1) 国際・国内団体とのネットワーク事業

参加ネットワーク団体

- ・(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC) の正会員を継続 (甲斐田理事は理事を継続)
 - ・児童労働ネットワークの団体正会員を継続
 - ・カンボジア市民フォーラムの会員を継続 (甲斐田理事および岡島理事は世話人を継続)
 - ・東日本大震災子ども支援ネットワーク継続 (運営委員として)
 - ・NGO 非戦ネットワーク
 - ・SDGs 市民社会ネットワーク (情報会員として)
 - ・子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム (GPeVAC) (甲斐田代表理事がメンバー)
- ・子どもの権利条約総合研究所 (甲斐田理事が運営委員) が中心となって 11 月にネパールで開催するアジア子ども権利フォーラムの企画運営に協力する。

7. その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

(1) 組織運営強化

「JICANGO 等提案型プログラム ” 「海外活動」と「広報・ファンドレイジング」その両輪を駆動させるための研修」に事務局長及び理事が参加し、団体パンフレットの改定及び、広報・ファンドレイジング活動を展開する。

(2) 理事会の運営

年 4 回、東京事務所等にて理事会を開催、理事会メーリングリストで随時情報交換と承認を行う。

4 月 28 日	第 64 回理事会 開催場所：東京事務所 議題：2017 年度決算案、2018 年度事業計画案ほか
5 月 27 日	第 65 回理事会 開催場所：JICA 地球ひろば 議題：国内事業ほか
10 月頃	第 66 回理事会 開催場所：東京事務所 議題：上半期決算、カンボジア事業ほか
2 月頃	第 67 回理事会 開催場所：東京事務所 議題：2019 年度の事業計画・予算案ほか

(3) 事務所の組織運営

東京事務所	2 名のスタッフが事務作業 (会員管理、会計、問合せ対応、助成金申請、総務労務、広報等) を分担。インターンがカンボジア事業の補佐及び広報・支援者拡大などに従事。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------

(4) 資金調達

① 助成金・補助金

カンボジア事業および国内事業において積極的に助成金獲得をめざす。

[採択・申請予定]

団体名・助成金名	金額	助成内容
WE21 ジャパン各支部	30 万円 (決定)	カンボジア事業
子どもの人権連	10 万 (申請予定)	国内事業 (チャイルド・ライツ・プロジェクト)

② ファンドレイジング

既存支援者へのフォロー強化、寄付金クレジット決済の導入、理事・職員による他団体・法人への講師派遣・専門サービス提供、人権や子どもに関する助成プログラムの活用を通して、資金調達をはかる。

③ 会員

個人会員：活動報告会・交流会を通して、会員継続を働きかけるとともに、友人・知人等への紹介による新規会員獲得をめざす。

法人会員：既存の法人会員に対する活動報告会の提案などフォロー強化を行う。

④ マンスリーサポーター

2017 年度末の登録者数 95 名を 2018 年度末までに 110 名に増やすこと（15 名増）を目標とする。

以上